

豊根村障害者活躍推進計画

令和2年4月1日

機 関 名	豊根村
任 命 権 者	豊根村長
計 画 期 間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
豊根村における障害者雇用に関する課題	<p>豊根村においては、職員総数が70人程度の小規模な機関である。平成30年度に障害者任免状況通報の内容について再点検を行ったところ、障害者の範囲は適正であった。実雇用率は令和元年度の報告で2.05%となっており、「法定雇用率」は未達成であるものの、「法定雇用障害者数」は達成している状況であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。</p> <p>在籍している2名の職員については個別に対応してきており、大きな問題は生じていないところだが、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。</p>
目 標	
①採用に関する目標	在籍する雇用障害者数が前年度を下回らない。
②定着に関する目標	なし ※ 今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。
取 組 内 容	
①障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として総務課人事担当者を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員に総務課人事担当者が相談の窓口であることを周知する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>
②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○人事担当者への相談のほか、毎年実施する人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
④その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。